

霧島市交通災害共済条例の一部改正について

霧島市交通災害共済条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月21日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市交通災害共済条例の一部を改正する条例

霧島市交通災害共済条例（平成17年霧島市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第9条第2項中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が令和4年4月1日に施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、18歳で法定代理人の同意を必要とすることなく法律行為ができるようになることから、本条例の所要の改正をしようとするものである。